

「サイバーセキュリティ経営プラクティス作成」に係る企画競争
に関する Q&A

最終更新日：2018年7月24日
独立行政法人情報処理推進機構

No.	頁番号	質問	回答
1	17-18 20	4.(1), 9.3(2) 納入物としてのプラクティス一式は、全体として 4.(1)② (ア)A)に示す 3 種類程度の業種について記載があり、個々のプラクティスについて仕様書記載の通りに指示事項との対応関係が記載されたものが 5 つ以上含まれればよいか？	ご理解の通りです。 納品物である 5 つ以上のプラクティスには、3 種類程度の業種が含まれるようにして下さい。
2	4	5.2.① ヒアリング時に、提案者からのプレゼンテーションを実施することは可能か。	ヒアリングは、提案書に関する IPA からの質疑の場であり、実施の可否は IPA が判断します。 ヒアリングの実施状況次第であるが、提案書に基づくプレゼンテーションの実施は可能です。 ただし、提案者からのプレゼンテーションは必須ではありません。
3	23	評価項目 1.3 作成するプラクティスの内容、数 「想定利用者の所属企業について、規模の想定が従業員 300 人～10,000 人以上となっているか。」の記載について	「想定利用者の所属企業について、規模の想定が従業員 300 人～10,000 人程度となっているか。」と訂正します。
4	28	【様式 2】 申請書に、提案者社印等の押印は必要か？	不要です。
5	全般	提出先部門名の記載が旧組織名になっているが、提案者側で新組織名へ修正してもよいか。	旧組織名のままで、新組織名へ変更しても、どちらでもよいです。 新組織名へ変更する場合は、下記として下さい。 旧) 技術本部 セキュリティセンター 情報セキュリティ分析ラボラトリー 新) セキュリティセンター セキュリティ対策推進部 セキュリティ分析グループ

No.	頁番号	質問	回答
6	28	【様式2】 件名がない様式に概算費用を記載することが躊躇されるため、本件件名「サイバーセキュリティ経営プラクティス作成」についての申請である旨を追記しても差し支えないか。	【様式2】申請書に、本件件名「サイバーセキュリティ経営プラクティス作成」を追記します。
7	17	業種につき「製造、流通、小売に関する業種を3種類程度」と記載がある。「流通」の定義として、一般的には「小売」も内包される場合もあるが（例：スーパーマーケットのことを「流通」と呼ぶ場合もあるが、スーパーマーケットは同時「小売」でもある）、本仕様書では「流通」を「物流」（陸運、海運、空運）と理解すればよいか。または、本仕様書での「流通」の定義があるか。	製造、流通、小売の3分類は大まかな業種範囲の限定であり、政府統計等で使われる精密な業種分類の定義は意識しなくてよいです。「流通」に「物流」を含むと考えてもよいです。一例として、スーパーマーケットの販売機能に着目して「小売」としても、商品が生産者から消費者に移動する流れに着目して「流通」としてもよいです。作成するプラクティスがおおむね、この製造、流通、小売に当てはまることの説明と、業種が3種類程度あればよいです。
8	18	検討会の開催日程について、現時点で何月ごろに開催される予定か決まっているか。	9月上旬、11月、2019年1月を予定しています。 なお、状況によっては2019年2月の追加開催を予定しています。

※No.1, 2, 4, 5 は 7 月 9 日開催の公募説明会での質問と回答

No.6～8 は 7 月 23 日に寄せられた質問と回答